

役員選任案

1 理事の選任

杉中理事の任期途中での辞任に伴い、以下のとおり、理事 1 名の選任をお願いするものであります。

理事候補者 酒崎 育英（堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課長）

ただし、新役員の任期については、一般社団法人堺市老人クラブ連合会定款第 29 条第 2 項の規定に基づき、退任する役員の残任期間（令和 9 年度定時社員総会まで）とする。

（参考）

一般社団法人堺市老人クラブ連合会定款 （抄）

（役員任期）

第 29 条 役員任期は 2 年とし、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。